

静岡理工科大学データポリシーの補足・解説

本ポリシーは、静岡理工科大学（以下、「本学」という。）における研究データの管理・保存・公開および利活用の基本方針を定めることにより、オープンサイエンスの推進および、貴重な研究データの価値を守り・高めていくためのものであり、法令・契約・本学規程等の実施に制約を与えるものではない。

（目的）

「豊かな人間性を基に、『やрмаいか*精神と創造性』で地域社会に貢献する技術者を育成する」を基本理念とする本学では、人材の育成はもとより、人々の活動や判断、さらには社会課題の解決における重要な意思決定要素となる研究データの適切な管理・保存・公開が重要となる。また、オープンサイエンスの推進は、研究の更なる発展やイノベーションの促進において肝要であり、ひいては研究データの価値を高めることとなる。加えて、研究データの積極的な共有により、研究活動の健全性と公正性を確保すると共に、近年の研究活動のオープン化・国際化へに対応する説明責任を果たすための基本方針とするため、本ポリシーを制定する。

※「やрмаいか」とは遠州地域の方言で「一緒にやってみよう」という意味で、進取の気性に富み、チャレンジ精神が旺盛な遠州人の気質を表現している言葉です。

本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

（研究データ）

研究データは、研究に関する活動を通じて取り扱うデータを指し、デジタルか否かは問わない。また、研究データには、収集または生成したデータのみならず、それらを解析・加工して作成したデータも含まれる。

研究活動で取り扱うデータとして、「測定データ」「画像情報」「加工データ」「解析データ」「実験ノート」「プログラム」「論文」「発表予稿」「講演資料」等がある。

なお、研究者が過去に在籍した機関において収集または生成したデータであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

本ポリシーにおける「研究者」とは、本学の教職員・学生・研究員など、本学における研究活動に携わる全ての者のことをいう。

（研究者の定義）

「研究者」とは、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者を指し、学生であっても研究に携わる時は「研究者」に準ずるものとする。なお、これら学生

は、研究指導教員の指導に基づき研究データの管理を行い、研究員においては、受入教員の指示に基づき研究データの管理を行う。

研究者は、研究データの価値を守るため、法令および本学規程、契約、その他これに準ずるものの範囲で、それぞれの研究分野の特性を踏まえ、適切に管理および保存する。

（研究データの管理）

研究データの管理については、当該研究データを収集または生成した研究者の判断を尊重することが妥当である。一方で、研究データの完全性・正確性・追跡可能性の確保等、研究データの適切な管理は、当該研究データを用いて研究を実施する研究者の責務でもある。以上のことから、研究データの管理を行う権利と責務は、原則として当該研究データを収集または生成した研究者が有することとする。ただし、複数の研究者が共同して研究を実施する場合には、関係者と協議の上、研究データの管理に関する権利と責務の所在を明確にしておくことが望ましい。

研究者は、研究分野の特質を踏まえ、法令及び本学規程、各種契約や倫理的要件に抵触しない範囲において研究データを公開し、その利活用を推進する。

（研究データの公開）

研究データの公開とは、アクセス制限なく誰でも利用を可能とする「一般公開」と、アクセス権を付与された限定された者が利用できる「共用」を指し、その態様や時期については、原則として、当該研究データを収集または生成した者が、研究分野の特性等を踏まえて判断するものとする。なお、研究データの公開にあたっては、FAIR（Findable、Accessible、Interoperable、Reusable）原則による公開を目指すものとする。

本学は、研究データの管理・保存・公開及び利活用を支援する環境整備を推進し、研究者に提供する。

（大学の役割）

本学は、研究者が収集または生成した研究データを、適切に管理・保存・公開して活用できるよう、以下の環境を整備していく。

- 1) 研究データを管理するための保存基盤を提供。
- 2) 研究データを公開することのできる機関リポジトリ等の公開プラットフォームの提供。
- 3) 研究データに関する契約や法務等の支援。
- 4) 本ポリシーに基づくデータの管理および公開推進のための啓発および支援。
- 5) 本ポリシーの趣旨を尊重した、研究データの管理・公開・利活用に関わるガイドラインや実施要項の策定。

社会や学術状況の変化に応じて、適宜ポリシーの見直しを行うものとする。

(その他)

本ポリシーは社会や学術環境の変化に対応するため、適宜見直しを図ることが必要であることを明示する。